

6. 11. 13
3213

五、省勤費與。但シ定時内ニ支給
 六、建席係險手當金一時會社於テ支給
 七、私症、場合ハ最初三日間手當ハ會社ニ於テ支給
 八、臨時休業ノ場合、但シ休業シタル時内、日給割ニ對スル半額支給
 九、殘業ノ場合ハ步増制度ヲ設クルコト
 十、男女入浴場設置ノコト
 十一、食堂並ニ洗面場設置ノコト
 十二、水工場内ニストープ設置ノコト
 十三、社上制束衣座席ニ疊ヲ設置ノコト
 十四、西服衣場擴張
 十五、トイレヤ陶器ニ防害装置ノコト
 十六、退職手当制定スルコト
 十七、右數項及候也
 昭和六年十月七日
 會社御中
 社長 員一 向

昭和六年十一月十日

警視總監

高橋守権

内務大臣 安達謙藏 殿

社會 局長 官 殿

第三〇三〇 解決二二八
 採用労働者 三〇
 労働者 三〇
 労働者組合 信目並

田中商店、労働争議ニ關スル件(第一報解次)

要旨

(組織宣傳策トシテ精進の二十二項、數項書ニ提議シ一時急業氣分アリケルカ
 業手常通、就業シテ、事業主側ト交渉、結果開演断決)

一、争議發生ノ場所

東京府下荏原郡大森町南原ニ二三番地 田中商店

二、事業主側

名称 田中商店